

○法務省令第 号

会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定及び関係規定に基づき、電子公告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年 月 日

法務大臣 小泉 龍司

電子公告規則の一部を改正する省令

電子公告規則（平成十八年法務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（調査記録簿等の記載等）</p> <p>第十三条 法第九百五十五条第一項の調査記録に準ずるものとして法務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。</p>	<p>（調査記録簿等の記載等）</p> <p>第十三条 法第九百五十五条第一項の調査記録に準ずるものとして法務省令で定めるものは、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）とする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。